平成２５年（フ）第４５０号
兵庫県尼崎市大島１丁目30番３号
債務者　鳥羽　泰企
1　決定年月日時　平成25年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月22日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第８７号
鳥取県鳥取市青谷町蔵内163番地
債務者　竹原　美恵
1　決定年月日時　平成25年８月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月22日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２０９号
宮崎県児湯郡高鍋町大字上江8436番地　リベルテⅢ－Ｅ号室
債務者　大西　直子
1　決定年月日時　平成25年８月23日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月22日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第１２７号
秋田市濁川字堀尾田９番地９
債務者　佐藤　松子
1　決定年月日時　平成25年８月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月23日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２７号
山形県最上郡舟形町富田2404番地
債務者　佐藤　健一
1　決定年月日時　平成25年８月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月23日まで
山形地方裁判所新庄支部

平成２５年（フ）第７５号
広島県呉市天応東久保２丁目６番１号
債務者　原田　信雪
1　決定年月日時　平成25年８月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月23日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２５年（フ）第７６号
広島県呉市天応東久保２丁目６番１号
債務者　原田智恵子
1　決定年月日時　平成25年８月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月23日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２５年（フ）第４８号
愛媛県宇和島市寄松甲720番地　桐田住宅２号
債務者　都築　　正
1　決定年月日時　平成25年８月23日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月23日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２５年（フ）第９３号
福岡県飯塚市上三緒743番地１　ハウジングアパート201号
債務者　福元　亮介
1　決定年月日時　平成25年８月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月23日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２５年（フ）第４９８号
熊本県菊池郡大津町大字杉水983番地87
債務者　渡邉　加奈
1　決定年月日時　平成25年８月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月23日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第４９９号
熊本県菊池郡菊陽町大字原水4955番地22
債務者　永岡奈保子
1　決定年月日時　平成25年８月23日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月23日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第２２４号
兵庫県尼崎市大庄北１丁目20番２号
債務者　加茂　智子
1　決定年月日時　平成25年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月24日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第２８８号
兵庫県尼崎市尾浜町３丁目３番３－303号
債務者　丸口　信一
1　決定年月日時　平成25年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月24日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第３３１号
兵庫県尼崎市南七松町１丁目２番５号　東豊ハイツ南七松201号、前住所兵庫県尼崎市七松町２丁目27番11号
債務者　下野　敏治
1　決定年月日時　平成25年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月24日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第３９１号
兵庫県尼崎市西昆陽３丁目10番８－501号
債務者　須谷　保昭
1　決定年月日時　平成25年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月24日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第４３５号
兵庫県尼崎市田能１丁目16番１－307号、前住所兵庫県尼崎市田能５丁目９番21号
債務者　下野小百合（旧姓樽谷）
1　決定年月日時　平成25年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月24日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第４４６号
兵庫県西宮市甲陽園本庄町６番41－407号　イングビラ
債務者　佐藤　三郎
1　決定年月日時　平成25年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月24日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係